# 令和元年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　令和元年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　令和元年７月１８日（木）午後８時３０分から午後９時１０分まで

３　**開 催 場 所**　千葉市役所　１階１１会議室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（分科会長）、石川弘委員（会長職務代理者）、池田孝子委員、
木村秀二委員、深山博司委員、岸憲秀委員、木村章委員、工藤仁美委員、
髙瀬愛子委員、中間陽子委員、中村伸枝委員、中谷房子委員、三浦康宏委員、
山口誠委員、由利知子委員

**【事務局】**

峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長、内山こども企画課長、
鈴木幼保支援課長、枡見幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、
秋庭幼保運営課長、薄田幼保運営課職員担当課長、
田中幼保運営課保育所指導担当課長、安西こども企画課課長補佐

５　**議題**

（１）分科会会長の選任について
（２）会長職務代理者の選任について
（３）（仮称）千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例（案）について

６　**議事の概要**

議題

（１）分科会会長の選任について、中澤潤委員が選任された。
（２）会長職務代理者の選任について、石川弘委員が選任された。
（３）（仮称）千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例（案）について、原案のとおり決定した。

## 7　会議の経過

安西補佐：　大変お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和元年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の安西でございます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、資料の確認をさせていただきます。本日、机上に次第、委員名簿、座席表を配付してございます。また、資料１、（仮称）千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例（案）について、資料２、幼児教育・保育の無償化については事前に送付させていただいたものをご覧ください。不足はございませんでしょうか。なお、次第につきましては、事前に送付させていただいたものから、議題（３）のタイトルを変更しておりますので、机上に配付させていただいたものをご覧ください。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退出いただく場合がありますので、御注意願います。

それでは、まず初めに、こども未来局長の峯村より御挨拶を申し上げます。

峯村局長：　こども未来局長の峯村でございます。令和元年度第１回目となります、児童福祉専門分科会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日、大変お忙しい中、先ほどの社会福祉審議会に引き続き、分科会は６つほどあり、唯一、私どもだけとなってしまっておりますが､引き続きの遅い時間帯の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の児童福祉行政の充実、向上のため、多大なる御尽力、お力添えをいただいておりますことを、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、子ども・若者、家庭をめぐる諸問題は山積しておりまして、保育所等の待機児童問題を初め、幼児教育の推進、子どもの貧困、放課後児童対策、さらには児童虐待への対応など、いずれも決して一筋縄ではいかない大きな課題がございます。本市といたしましても、目の前の課題１つ１つに的確、かつ確実に取り組んでいくとともに、一方で、長期的な視点もおろそかにす

ることなく、現在、そして将来にわたり、本市の全ての子ども・若者が健やかに成長できるよう取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き、それぞれの専門的なお立場から本市の児童福祉行政にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の会議では、認可外保育施設に係る無償化対象範囲を限定する条例の制定について御審議をいただきたいと考えております。これは、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されますが、そのことに伴いまして、本市で制定を予定している条例案でございます。詳細につきましては後ほど御説明をさせていただきますが、本市の子ども施策にとりまして重要な案件でございますので、委員の皆様方には専門的なお立場から忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。

最後に、子育て支援の一層の推進のため、さらなる御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

安西補佐：　続きまして、本日は任期満了に伴う委員の一斉改選後、初めての分科会となりますので、委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元にございます委員名簿に沿って御紹介させていただきますので、大変恐縮でございますが、お名前をお呼び申し上げましたら、その場で御起立願います。

千葉市議会議員教育未来委員会委員長、石川弘様。

千葉市民生委員児童委員協議会副会長、池田孝子様。

千葉市民間保育園協議会会長、木村秀二様。

千葉市社会福祉協議会常務理事、深山博司様。

千葉市幼稚園協会会長、岸憲秀様。

千葉市医師会精神科、木村章様。

千葉労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官、工藤仁美様。

千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、髙瀬愛子様。

植草学園大学・植草学園短期大学学長、中澤潤様。

千葉県弁護士会、中間陽子様。

千葉大学大学院看護学部長・看護学研究科長、中村伸枝様。

千葉明徳短期大学非常勤講師、中谷房子様。

日本公認会計士協会千葉会幹事、三浦康宏様。

千葉市青少年育成委員会会長会会計監査、山口誠様。

千葉市小中学校長学校運営協議会幸町第一中学校長、由利知子様。

なお、千葉市ひまわり会会長、小林委員、千葉市小中学校長学校運営協議会千草台東小学校長、後藤委員、千葉市医師会小児科、今田委員、植草学園短期大学福祉学科教授、佐藤委員、千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、宮﨑委員、以上５名の方から御欠席の連絡をいただいております。

本日は、当分科会委員の過半数以上の方に御出席いただいておりますので、千葉市社会福祉審議会条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

こども未来局長の峯村でございます。

こども未来部長の佐々木でございます。

こども企画課長の内山でございます。

幼保支援課長の鈴木でございます。

幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の枡見でございます。

幼保運営課長の秋庭でございます。

幼保運営課職員担当課長の薄田でございます。

幼保運営課保育所指導担当課長の田中でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

２　議題（１）分科会会長の選任について

安西補佐：　まず、議題（１）の分科会会長の選任でございますが、会長が決まるまでの間、こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。峯村局長、お願いいたします。

峯村局長：　それでは、議題の（１）分科会会長の選任についてでございますが、条例第５条第２項の規定によりまして、会長は委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

中谷委員：　会長さんには、これまで社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長として大変御尽力をいただいております中澤委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

峯村局長：　では、異議なしという言葉も先に出ましたが、ただいま中谷委員より中澤委員を推薦する旨の御提案がございましたが、いま一度確認させていただきます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

峯村局長：　ありがとうございました。それでは、中澤委員に会長をお願いしたいと存じます。

では、ここで私の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

安西補佐：　それでは、中澤会長、お席の移動をお願いいたします。

まず初めに、会長就任の御挨拶をお願いいたします。

中澤会長：　児童福祉専門分科会の会長を務めさせていただきます、中澤と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどからありますけれども、虐待あるいは社会的養護の充実、それから子どもたちの貧困、それから待機児童等、子どもをめぐるいろいろな問題が山積しております。この分科会は、千葉市の子どもたちを幸せにするための会議になるかと思います。いろいろな領域の先生方がいらっしゃいます。各委員のお知恵を集めながら、千葉の子どもたちのために一緒に頑張れればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

安西補佐：　ありがとうございました。ここからは会長に議事を進行していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議題（２）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　続きまして、議題の（２）会長職務代理者の選任についてに入りたいと思います。事務局からこの選任方法について説明をいただけますでしょうか。お願いします。

内山課長：　会長職務代理の選任方法について御説明いたします。会長職務代理者は、条例第５条第４項の規定によりまして、会長の指名となっております。

中澤会長：　ただいまの御説明によりますと、会長職務代理は会長の指名ということになります。それでは、私のほうから指名をさせていただきたいと思うんです

けれども、市議会の教育未来委員会の委員長であります石川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　異議なしということですので、石川委員、よろしくお願いいたします。

石川委員：　わかりました。ありがとうございます。

中澤会長：　石川委員、こちらへ席の移動をお願いします。

それでは、石川職務代理者に簡単に御挨拶をいただきます。

石川委員：　どうも皆さん、ただいま中澤会長より御指名を受けました千葉市議会教育未来委員会の委員長を務めております石川弘でございます。当分科会の運営に尽力してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

中澤会長：　ありがとうございました。

議題（３）（仮称）千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例（案）について

中澤会長：　それでは続きまして、議題（３）に入りたいと思います。（仮称）千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

秋庭課長：　幼保運営課長の秋庭でございます。失礼ながら着座にて説明させていただきます。よろしくお願いします。

議題であります無償化対象範囲に関する条例（案）について御説明する前に、資料２を使いまして、幼児教育・保育の無償化の制度全体について簡単に御説明いたします。資料２を御用意ください。

資料２の右下のページ番号で御説明していきます。まず１ページ、２ページをご覧ください。１ページ、２ページにはこれまでの主な経緯をお示ししております。１ページの下のほう、四角囲みにあるとおり、無償化の開始時期は10月１日からでございます。

３ページをご覧ください。幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化に関して御説明いたします。無償化の対象については、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化の対象となります。なお、新制度の対象とならない私学助成の幼稚園につき

ましては、月額２万5,700円を上限として無償化されます。また、小規模保育事業などの地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象となります。下の丸印のところですが、０歳から２歳までの子どもたちにつきましては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。なお、住民税非課税世帯以外は、これまでどおりの利用料を徴収いたします。

４ページをご覧ください。無償化の対象期間についてです。幼稚園や認定こども園１号の認定子どもにつきましては、満３歳になった日から小学校入学前まで、認定こども園２号認定子どもや保育所、幼稚園の預かり保育を利用する子どもにつきましては、満３歳となった後の最初の４月から小学校入学前までとなります。なお、通園送迎費、食材料費、行事費などの諸経費は対象とならず、保護者の負担となります。

５ページをご覧ください。このページでは、食材料費の負担について御説明いたします。上の大きな枠が無償化前、下が無償化後を示しております。幼稚園、保育所、認定こども園等における保育の必要性や年齢に応じた認定ごとの食材料費の負担状況を表しております。現状では左列の幼稚園に通う子どもと、認定こども園に通う１号認定の子どもにつきましては、主食費、副食費ともに保育料とは別途請求、真ん中の列の保育所、認定こども園に通う２号認定の子どもにつきましては、副食費は保育料に含むものとされ、主食費のみ別途請求、右列の保育所、認定こども園に通う３号認定の子どもにつきましては、主食費、副食費ともに保育料に含むものとされ、別途請求をしておりません。これが令和元年10月以降になりますと保育料が無償化されることを受けて、真ん中の列の保育所、認定こども園に通う２号認定の子どもについてのみ新たに副食費が別途請求となります。

なお、説明が前後してしまいましたが、２号認定というのは、３歳以上の保育を必要とするお子さんになります。左側の１号認定というのは３歳以上の保育を必要としないお子さん、一番右側の３号認定といいますのは３歳未満の保育を必要とするお子さんになります。今回、変わりますのは真ん中の３歳以上の保育の必要性のあるお子さんについてになりますが、下の列のとおり、副食費が別途請求となります。

なお、下の米印ですが、保育料が無料相当であったお子さんにつきましては、副食費の免除を継続いたします。また、免除対象を年収360万円未満相当

の全ての世帯まで拡大します。また、あわせて、新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図りますので、保育料が無料になった以上に副食費の代金がかかるという世帯は、通常想定されません。

６ページをご覧ください。給食費の徴収金額の考え方について御説明いたします。この副食費の食材料費の基本的な考え方としましては、食材料費の実費を徴収するものとされております。まず、上の段ですけれども、公立保育所においての考え方ですが、主食はこれまでどおり持参、副食費は新たに設定、徴収することになりますが、月額5,160円とする方向で進めております。これは、１食の単価258円を１カ月ベースにしたものでございます。参考まで、資料上に記載はございませんが、国は１カ月当たり4,500円を目安に設定するよう示しております。

なお、下の段ですけれども、民間保育園等は、各園で主食費、副食費の実費相当額を算出していただきまして、徴収することになります。

７ページをご覧ください。ここからは幼稚園の預かり保育について御説明いたします。幼稚園の通常の保育時間終了後などに行われる預かり保育につきましては、利用する子どもについて保育の必要性の認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、さらに利用日数に応じて月額最大１万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化いたします。

８ページをご覧ください。前のページで触れた保育の必要性の認定についてですが、現行の２号認定のほかに、２号認定相当の新たな認定、これは新２号というような呼び方もされておりますが、こういった認定を行います。

９ページをご覧ください。ここからは、認可外保育施設等について御説明いたします。保育の必要性の認定を受けた３歳から５歳の子ども、これが２号認定のお子さんですけれども、この２号認定のお子さんを対象に月額３万7,000円までの利用料を無償化いたします。また、３号認定ですが、０から２歳までのお子さんのうち、非課税世帯につきましては、月額４万2,000円まで無償化の対象となります。

10ページをご覧ください。認可外保育施設のほかに一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を対象として、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も上限額の範囲内で無償化の対象となります。下の丸ですが、無償化の対象となる認可外保育施設は都道府県等に届け出を行い、

国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要となります。ただし、国では経過措置として基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする５年間の猶予期間を設けております。なお、この猶予期間については、各市町村の判断により、条例で短縮することが可能とされております。本市におきましては、保育の質の確保のためには５年間の猶予期間は長過ぎるということで条例を制定したいと考えておりまして、まさにここの部分が本日お諮りする条例案に関する事項となります。

11ページをご覧ください。幼稚園が預かり保育を実施していない場合や実施時間等が少ない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても無償化の対象となります。

12ページをご覧ください。就学前の障害児の発達支援について御説明いたします。就学前の障害児につきましては、満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、児童発達支援のほか、資料記載の施設の利用料を無償化いたします。これにつきましては、同時に、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合には、ともに無償化の対象となります。

次のページ、13ページでございますが、こちらについては、ここまで説明した内容を簡単に図示したものでございます。

最後、14ページですけれども、今後の本市の事務スケジュールについてお示ししております。今まで数回、各園等に対しまして説明会等を既に実施しております。本日、ちょうど真ん中のあたりですが、７月18日、皆様に御審議いただきました後、この条例案につきましては、パブリックコメントを１カ月程度実施いたしまして、９月の議会に条例案を提出、御審議いただく予定でございます。また、７月から９月にかけてホームページ、市政だより等で市民向けに広報を行ってまいります。

以上、簡単でございますが、全体についての説明となります。

続きまして、資料１、Ａ４縦判1枚の資料でございますが、こちらをご覧ください。条例案について御説明いたします。

１の条例制定の背景・理由についてですが、全体の説明の中でも触れましたように、無償化は、５年間は国の定める基準を満たさない認可外保育施設も対象となることとされております。ただし、市町村が条例により基準を満たす施設に限ると規定することが可能となっております。本市におきまして

は、保育の質の確保のため、条例を制定しようとするものです。

２の条例（案）の概要についてです。国が定める基準について記載してあります。主なものを抜粋しておりますが、表をご覧ください。表の左側が認可保育所の基準、右側が今回の認可外についての国の基準になります。なお、この認可外に係る国の基準につきましては、現行の認可外保育施設指導監督基準と同様のものとなります。特徴的なところでは、表の下から２つ目、職員のところですけれども、職員に求められる資格ですが、認可は全員が保育士等の有資格者であることが必要となりますが、認可外は３人に１人有資格者がいればよいということになっておりまして、認可に比べて緩い基準となっております。今回の無償化の制度は、認可に比べて緩い基準である認可外保育施設の基準をも５年間は満たさなくても無償化の対象とされていることから、繰り返しになりますが、本市としては条例により規定しようと考えております。なお、本市が条例化する基準についてですが、国が定める基準以上に厳しくすることはできないとされておりますことから、基準は国と同一といたします。

次に、猶予期間についてですが、ここの部分を条例により国基準の５年間から１年間に短縮いたします。１年間の猶予期間を設ける理由は記載のとおりとなります。

スケジュールにつきましても、先ほどの全体の説明と同様になります。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。何か御質問などはございますでしょうか。いかがでしょうか。

岸委員：　質問というよりは意見になるかもしれませんが、基本的に５年間を１年間にするということはいいことではないかと思っております。認可外というのは、むしろこれは基本的に認可になるように努めていくというのが本来的な意味だと思っておりますので、まして基準を満たしていないのであれば、当然最低限認可外の基準を満たしていただきたいと思っているところです。国の定める基準と同一だということ、国のほうでそういう決まりがあるのであればやむを得ないと思いますが、ここもちょっと一言言いたいぐらいですね。意見を言ってもいい、千葉市はそういう意見があったぐらい記録に残していいんじゃないかなと思っています。一言言わせていただきました。

それから１点、質問ですけれども、こちらの無償化のほうで障害児という言葉は今でも使うのですか。障害児通園施設、これは１つの文言だから仕方がないんだろうけれども。

中澤会長：　ここは法律用語です。

岸委員：　法律用語として残っていると。それでは仕方がない。

中谷委員：　全員が市内にある認可外保育施設、認可化ということで大分少なくなってきているのかなと思うんですが、現在の認可外保育施設の数と、それからその１年間の中で基準を満たしているかどうかを確認するということですが、具体的にどんな形でどんなふうに確認をしていくのかなというところを教えていただきたいんですが。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。まず、認可外保育施設の数についてですが、４月１日時点でベビーシッターを除きまして76施設になります。内訳を言いますと、先取りプロジェクト認定保育施設が２施設、保育ルーム事業認定施設が９施設、企業主導型保育事業が９施設、事業所内保育施設が46施設、その他の施設が10施設になっております。

なお、どのように基準を満たしているのかの確認ということに関しましては、基本的には監査等で見ていく形となりますが、これまで監査をしていく中では、ほとんどの施設が特段問題なく、何か指摘を受けた場合でも比較的速やかに改善されておりまして、本市における認可外保育施設につきましては、現在我々が把握しているところにつきましては、基本的には基準を全て満たしているというふうに認識しております。

木村（秀）委員：　条例案のことで、また無償化に関しての10月１日に向けて、実は現場は大変困惑しているというか、受けとめ方と、それから国が基準を決めていくこと、それからその通達ですね。それで、何がどう変化するのかというのは、公立も民間も非常に戸惑っているところだと思いますが、まず１点目としては、例えば５ページのこういう図式にして、１号認定の人というのはどういう人なのか、２号認定はどういう人なのか、３号はどういう人なのか、給食費がなぜ徴収になっているのかということが実は専門の人でも余りよくわからない。ましてや保護者とか、保護者じゃない市民はわからないんですね。こういうのはスケジュール的にも市政だよりでいろいろ出すということですけれども、各施設に保護者用にいわゆるパンフレットにして、誰が見て

もわかる、何回も見せて理解をしておいていただかないと、一番最も大きな誤解は、保育料を払っていたのが無償になるというんだから、どうして給食費を取られるんだよという素朴な疑問がいまだにあって、多分実施された後もその議論が出てくるんだろうと思うんですね。ということは、この無償化に対する――何て言うんでしょうね、メディアの扱いとか、世論とかの世の中の無償化、無償化という大号令が誤解を生んでいると思うんだけれども、正確な無償化の移行の中身というのは市民とか保護者には知らせる必要性が本当にあるんじゃないかなと思います。

それから、認可外から派生してきますけれども、分科会長さんは認可部会の会長さんでもありますけれども、千葉市のいわゆる小規模とか、株式会社とか、認可をされているところの認可保育所のあり方ですね、これが要するに学校法人とか、社会福祉法人がしているそれと、株式会社や法人でないところ、個人でやっているような無認可と同じ認可保育事業なのに、その内容とか質とかが千差万別、ばらばらであっては本来いけないと思うんですね。それはどうしてかというと、当然、保育というのは社会福祉だし、児童福祉法に抵触するし、最低基準を守らなきゃいけないし、保育指針をガイドラインとしてやらなきゃいけない、保育内容が保障されなきゃいけないというような大前提があるので、内容が別だった時代、例えば無償化で給食の徴収もそうですけれども、では給食の実施の内容はどうかというと、市がちゃんと市全体の献立表を発表し、それを実施する民間もあるけれども、独自でやっているところもある。でも、それは水準を下げるんじゃなくて、給食の水準を上げる努力を民間は多分しているんだと思うんですね。ところが、やっぱりどの保育所、公立へ行こうが民間へ行こうが、きちっと給食、いわゆる食育を確実にされているというような実態が千葉市になきゃいけないんじゃないかと考えています。

先ほど言いかけました認可後の運営チェックとか、研修確保というのもきちっとしていかなきゃならないなと、これは無償化とはちょっと離れますけれども、この審議会の児童福祉専門分科会としては一言言っておかなきゃいけないかなと思いまして、意見として申し上げます。

中澤会長：　ありがとうございます。小学校の給食費と同じような形で、給食に関しては、やはり誤解を持たれやすいんだろうと思うんですけれども、その辺はし

っかりと周知という御意見が出ましたけれども、市のほうで何か御対応、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。私どもとしましては、保護者向けにチラシ等を作りまして、まず園経由で保護者の方にそういったチラシをお配りするということをこの７月の後半にもお願いする予定でございまして、既に園に対してはそのチラシの案等、説明会の中でお示ししているところでございます。また、市政だよりですとか、さらには、この秋に実際に認定をしたりですとか、あるいは保育料がゼロになりますというようなお知らせをする中で、給食費が別にかかってきますよということをあわせて個別にお知らせするというようなことも考えていきたいと思っております。

岸委員：　今のパンフレット、認定こども園、保育所はそれでいいんでしょうけれども、幼稚園の場合は恐らく多くの園がもう夏休みに入りますので、７月の後半にいただいても９月まで配れないということが、そのあたりはちょっと注意していただければなと思います。

それから、保育所がゼロ円になるというふうな文言がありますけれども、私立幼稚園の場合はそうでない場合もありますので誤解を招くんじゃないかな、既にそういう誤解があるんだよね。ちなみに、うちはゼロになります。

枡見担当課長：　幼保支援課担当課長でございます。幼稚園のほうには保護者向けのチラシを先月お渡ししております。ただ、その中で差額が出る場合は保護者負担ということも書かせていただいているんですが、今後もいろいろ御意見をいただきながら、よりわかりやすい周知に心がけていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。でも、言葉の微妙なところでやっぱり誤解を招くところもあると思うんです。ですから、どういう表現でお伝えするのが一番いいのか、私も保育料は余り抵抗がなかったんですけれども、今の岸先生のような御意見もありますので、そこら辺のうまい伝え方をちょっと現場と話をしながら調整していただければなと思います。あと、なるべく早く、もう配っていらっしゃるようで安心しました。

あとは設置認可のことが先ほど木村先生のほうからもありましたけれども、やはり国の基準が随分緩くなってきておりまして、一応、その基準に合わせる形で設置認可部会のほうは評価をしております。ですので、最初のこ

ろはやはりここまで下げていいのかなという思いでやってはいたんですけれども、だんだん我々もその基準になれてしまったというところもあるんですが、国が定めたものをあえて、先ほどもこの話でもありましたけれども、なかなか厳しくはできないところがあるんですね。

それで、今回のこともそうですけれども、今回５年間の猶予を１年間にするという部分、これは千葉市独自にそういうふうに考えているところですので、少しでもそういう方向はできればなとは思いますけれども。

木村（秀）委員：　国が定めたから、国が緩くしたからずっと緩くしていいという問題じゃないと僕は思っていて、というのは、全国の市町村の基準を見ていると、とても認可に厳しい市町村もあるし、非常に緩いと思われるけれども、それはやっぱり厳しくすべきだろうと思うので、あの国の緩くしている政策そのものが間違いですから、絶対にそこは市町村として教示というか、市町村の認可は厳しくするし、保育は保障するし、保育の質を低くするようなことのない、万が一、子どもが犠牲になるようなことはないということはやらないと、国が緩くしたから仕方がないというのはちょっとよくないんじゃないかなと。

中澤会長：　最初、千葉市は待機がかなり多かったので、まずはその解消を、というところを狙って、そこは国の基準に合わせましょうということだったんですけれども、ここ何年か話し合いをしながら、やはり今日もちょっとその言葉が出ておりましたけれども、保育の質をそろそろ上げる時期ではないかと。もうそろそろ千葉市も待機のピークは越えておりますので、そうすると、保育の質を充実させる方向に少しずつ動き出す、この条例もその第一歩かなと私も思っています。

ほかに何か御意見はありますでしょうか。あと、給食のこともよろしいですよね。

それでは、いかがでしょうか。事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

３　その他

中澤会長：　それでは、次第の３、その他ですけれども、事務局から連絡などはございますでしょうか。

内山課長：　次回の開催予定でございますけれども、８月から９月ごろを予定しております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。大変長時間にわたりまして、今日は全体会議の次の会議で大変長くなってしまいましたけれども、最後に委員の方から何か御意見などはございますでしょうか。よろしいですか。かなり長くなりましたので、この辺にさせていただきます。

　では、事務局にお返しいたしたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

安西補佐：　それでは、以上をもちまして、令和元年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上